3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町阿野字宇度木四五八の二、四五九、四六〇、四六二、六八一の二、六八五の二、六八六、六八七の一から六八七の三まで、六九〇、六九〇の二、六九一、六九六の一から六九六の三まで、六九七の二、七〇〇、七〇一、七〇三、七〇五、七〇五の二、七〇六の一、七〇八の一、七〇九の一、七四一の五七、七四六の二、七四九の一から七四九の三まで、七五〇、七六二の一、七六二の二、七六三の一、七六三の二、七六四の一、七六四の二、七六五、七六六、七七七の一、七七七の二、七七七の五、七七八の三、七七八の一三、七七八の一四、七七八の一六、七七八の一八、七七八の一九、七七八の二二、七八〇の五、七八〇の六、七八一の二、七八六、七八六の二、七八七、七八八、七八八の二、七八九の一から七八九の四まで、七九〇、七九二、八一八、八一八の六、八一九の一、八一九の四、八二〇、八二一、八二四から八二六まで、八二六の二、八二七の二、八二八、八二九、八二九の二、八三三の三、八三三の九〇から八三三の九四まで、八三三の九六、八三三の一〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町音谷字惣谷三〇五の一、字正木谷一一〇の二、一一八、一二八の二、一二八の三、一三〇、一三一の三、一三一の四、一四四の三、一四四の四、二七八の一、二七八の二、二八三の一、二八三の二、二八四、二八五、二九二、二九二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市萩荘字大沢二の七・二七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市萩荘字南沢二七五の二・三〇九の五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市日和田町高倉字高倉五一の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県十和田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県十和田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）